



ハートだより

香川県立高松養護学校
人権・同和教育部
2022年10月28日発行
第52号

日々生きている それだけで十分に素晴らしい

教頭 林 省吾

13年前の話です。公園の草むらの中で「ニャー」と弱々しい声で鳴いていた子猫を見つけました。草むらから出てきた足取りは力なく、全身の毛は、のりのようなものが付いてべたべたの状態、やせこけていました。その場を立ち去ることもできず妻に電話をかけ、事情を説明しました。「かわいそうやんか。はよ、助けな。私たちも今すぐ行くから。そこ、どこ？」10分もたたないうちに妻と2人の娘が、段ボール箱やタオルを持ってやって来ました。妻は子猫の全身状態を見るや「病院に連れて行こう」と決断し、2人の娘たちは体温を奪われないために、手のひらにのるほどの小さな子猫の体をタオルでくるみ、抱き上げました。

病院へ2日間通いました。1日ではのりのようなものはとり切れず、水で洗われるだけでも体力の消耗が激しいと判断されたためです。医者は言いました。「この状態で、公園にいたなら命は危なかったでしょう」

あれから13年がたちました。写真の猫が、そのとき助けた「ニャン」です。（ここだけの話ですが、ニャンを家族にしてから生まれて初めて宝くじが当たりました。これぞ「猫の恩返し」。）人間の年齢に換算すると70歳くらいのおばあちゃんです。「かまってよー」と近寄ってくるので、なでていると「しつこいわよー」と、突然猫キックをお見舞いされます。猫同士のけんかで、額に傷をつけて帰ってきたこともあります。今でもふらっと夜中に出かけ、パトロールをしているのでしょうか、朝方帰宅するやんちゃんなおばあちゃんですが、大切な家族の一員です。



ニュースを見るたびに、命に関して考えさせられる出来事があふれています。親の気持ちを考えると胸が締め付けられるニュースがたくさんあります。思うのです。命は奇跡です。命は分け隔てなく価値があり、命に意味があるのだと思います。みんなが大事に支え合わなければならないのです。

「人は愛するということ あなたの手のぬくみ いのちということ」は、谷川俊太郎さんの「生きる」いう詩の最後の3行です。手のぬくもりを時にはもらい、時には与え、身近なところから命の尊さを思い、一人一人を大切にしていきたいと思うのです。



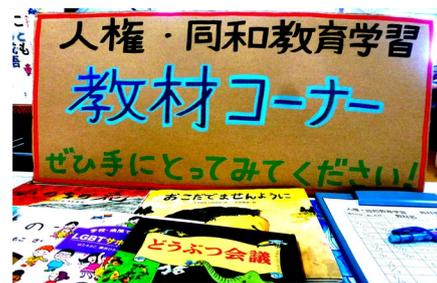
人権・同和教育の研修を受けて

高等部 初任者 岡本 紗希

私はこの夏、田村文化センター代替研修、初任者研修「本校の人権・同和教育について」を受け、教員として生徒にどのような働きかけをしていく必要があるのかを学ばせていただいた。

私はこれまで小中高と人権・同和教育を受け、厳しい差別の現実を学んできたが、「差別をしてはいけない」ということが頭に強く残っただけで当事者意識が薄かったように思う。私は、自分自身がこれまで実際に差別を目の当たりにした経験が少なく、差別を自分のこととして考えることができなかつたのだ。しかし、今回の研修で「見聞きしたことがない、感じにくいのは、実際にはないこととイコールではない」ことを学び、自分自身や生徒が当事者意識を持って人権・同和教育に取り組むことが大切だと改めて感じることもできた。

生徒は、SNS や動画配信サイトなどを通じて部落差別を目の当たりにしたり、間違った知識、偏見を目にしたりすることがあると思われる。その際、その誤りに気づき、それを正そうと行動が起こせるようになって欲しい。そのために、これからは生徒に差別の歴史や現実を正しく伝え、問題提起をし、差別に対して当事者意識を持つことができる人になれるよう生徒に働きかけていきたいと思う。



人権・同和教育部では、毎年「人権・同和学習期間」を設けて、小・中・高の各クラス・コースの実態に合わせて人権学習に取り組んでもらっています。

障害者っていったい誰のことをいうの？

～世の中に障害者（児）はいません～

私たちの住むこの世界には様々な理由で体にハンディがあり、不自由な生活を余儀なくされている人がたくさんいます。日本ではこれらの人を障害者（児）と表現しています。例えば「あの人は障害者だ」「障害を抱えている」「障害を持っている」等の発言が当たり前のように使われています。

でもちょっと視点を変えてみましょう。障害者（児）は本当に障害を抱えている、あるいは持っているのでしょうか？次の例を参考に考えてみましょう。

Aさんは病気の後遺症で足が不自由です。階段を上ったり、走ったり、長距離の移動は困難です。だから、Aさんにとっては自分の進む方向にある**階段**や**段差**は**障害**です。

Bさんは目が不自由です。外出するときは聞こえてくる音やステッキを頼りに進んでいきます。街には目の不自由な人のために点字ブロックが設置されています。ところが、その大切なブロックの上には**荷物**や**自転車**、**バイク**などが置かれていることがあります。これらはBさんにとって**障害**です。

さあどうでしたか？このように考えてみると障害は「抱えている」ものでも「持っている」ものでもないと分かりますね。障害は外部に「ある」ものなのです。

障害者（児）は行政用語として便宜上作成された言葉です。ですから、人権・同和教育部では、一般の方々には「障がいのある人」という言葉を使うようお願いしています。

世の中に障害を抱えている、あるいは持っている「障害者（児）」はいません。

（人権・同和教育主任 谷口泰司）